

広報

Ami
160th
ANNIVERSARY
町村合併60周年

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2015
No.657

平成27年
11月27日発行

主な内容

年末の交通事故防止	2
子育てを応援します	4
平成27年度上半期財政事情	6
まい・あみ・まつり2015決算報告	19
年末年始の業務	20

『町総合防災訓練』を実施しました

～災害に負けない、町民と共に助け合うまちづくり～
11月1日(日)、朝日中学校において大規模地震を想定した町総合防災訓練を約500人の参加者のもと実施しました。

同校体育館においては、昨年に引き続き、町民が主体となった避難所の設置・運営訓練も実施されました。

年末の交通事故防止

12月1日～31日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

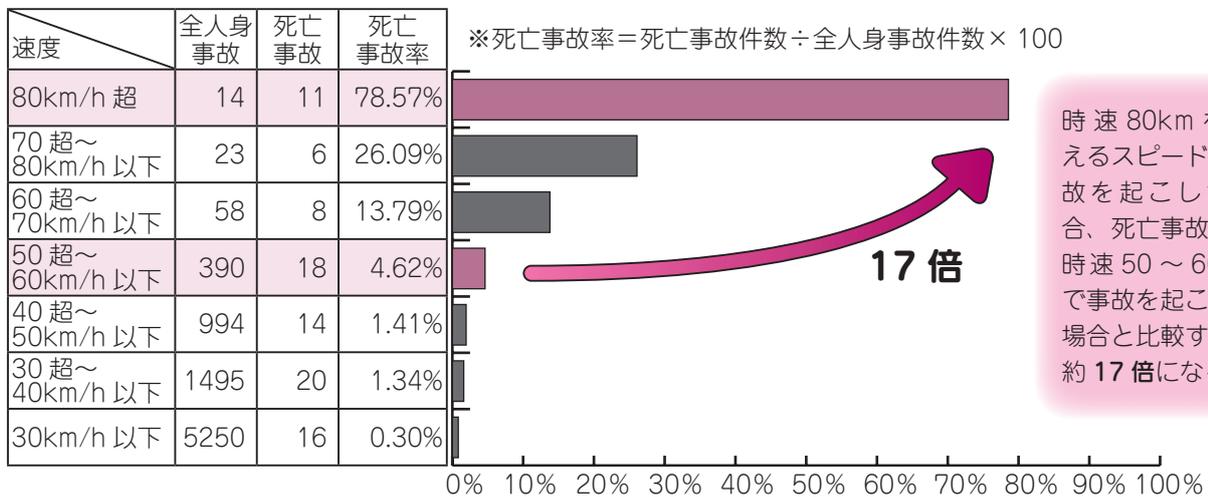
交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

スピードの出し過ぎ注意！

県内のスピードの出し過ぎによる交通死亡事故件数（9月末時点）が18件と、**全国ワースト1位**となっています。車両単独の事故が半分を占め、また20歳代の運転手が半数以上となっています。

スピードの出し過ぎは重大事故につながります。無謀運転、衝動的な運転、自信過剰的な運転は絶対しないで常に安全運転を心がけることが大切です。

▼速度別の死亡事故の割合（速度別に全人身事故に占める死亡事故の割合）



飲酒運転の根絶！

9月末時点での県内の飲酒運転による交通死亡事故発生件数は10件で、全国ワースト4位となっており、全国平均の2倍となっています。

年末年始は、何かと慌ただしくなる時期であるうえに、飲酒の機会も多くなります。飲酒運転は重大な犯罪で、取り返しのつかない重大事故につながります。「少量ならば」「近くまでだから」「もう醒めたので」という安易な気持ちで車を運転することは絶対にやめましょう。

また、お酒を飲んだら自分が運転をしないことはもちろん、周りの人にも運転をさせないことを強く心掛けましょう。

●運転者への処罰（車両提供者も運転者と同じ処罰）

▼酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点:35点

▼酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点:25点以下

●酒類の提供・車両の同乗者への処罰

▼運転者が酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▼運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●危険運転致死傷害（刑法第208条の2）

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転をして、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役を科せられます。



『阿見町の身近な自然』 町環境保全基本調査報告書 が完成しました



環境政策課 ☎888-1111 (116)

平成 23～24 年度の 2 か年にわたって行われた『町環境保全基本調査』が、1 冊の報告書としてできあがりしました。この報告書は、自然環境に詳しい町民と一般参加の町民による調査活動をまとめた豊富なデータに基づいた報告書となっています。

■なぜ調査が必要なのでしょう？

環境を保全することの大切さは誰もが感じていることと思いますが、その基本となる町の自然環境の現状は把握できていませんでした。このことから、平成 23 年に策定した『町環境基本計画』では、優先的取り組みとして町の環境的価値を知るために、自然環境の現状調査の実施を掲げました。

調査活動は、自然環境に詳しい町民を中心とした『環境保全基本調査委員会』を設置し、茨城大学農学部の指導・協力のもと、2 年間にわたるフィールドワークとデータ整理を行いました。



▲高鳴きで秋を告げるモズ



▲阿見原地内が源流の清明川

■報告書の内容は？

調査項目を大別すると、地理・地形・土地利用、植物、昆虫・クモ類、野鳥、哺乳類・は虫類・両生類、水生生物となっています。そのほか、谷津田（やつだ）の再生活動、植物・野鳥・昆虫類のリスト、調査結果と将来に向けた考察等となっています。

■報告書はどこで見ることができますか？

町図書館、君原公民館、かすみ公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンターで閲覧と貸出を行っています。役場（環境政策課の窓口）では、1 冊 1,000 円で販売しています。

■調査委員会から

この調査にあたり、多くの町民の皆さまからの情報提供など、ご協力をいただきありがとうございました。

調査したことによって、町には素晴らしい自然が私たちの身近にたくさんあるということがわかりました。また自然環境に詳しい各分野の町民が一同に会したことによって、人と人のつながりができたことも大きな成果となりました。

多くの人に町の豊かな自然の素晴らしさが伝わり、世代を超えて環境を大切にすることを期待しています。

『第 2 回緑のカーテンコンテスト』受賞者が決定

町とアミエコクラブは、平成 26 年度から地球温暖化防止に効果のある『緑のカーテン』への取組の推進として、コンテストを実施しています。第 2 回となる今年度は、15 人の応募がありました。コンテストの審査は、応募作品の写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さんに投票していただき決定しました。

受賞された 5 人の皆さんをご紹介します。おめでとうございます。

- ▼ベストグリーン賞 川名いつ子さん（青宿）
- ▼涼しかったで賞 木田新治さん（霞台）
- ▼さわやかで賞 伊藤正一さん（南平台三丁目）
- ▼きれいで賞 扇谷恵美子さん（筑見）
- ▼がんばったで賞 斎藤博嗣さん（大形）

表彰式は、10 月 25 日（日）に開催の『さわやかフェア 2015』内で行い、後援の町商工会・あみ木村塾から副賞が贈られました。

また来年も町内の皆さんからの『緑のカーテンコンテスト』へのご応募をお待ちしております。



▲第 2 回緑のカーテンコンテスト表彰式

子育てを応援します

みなさんこんにちは。

町には、学校区児童館と二区児童館の2つの児童館があります。児童館は、乳幼児とその保護者、18歳未満の児童が自由に利用できる施設です。

ぜひ遊びに来てください。



乳幼児対象の活動

乳幼児とその保護者を対象に、児童館の職員による遊びの提供『育児サークル』を行っています。

活動内容は、親子ふれあい遊びやリトミック・絵本の読み聞かせなどを行ったり、季節ごとのイベントや製作遊びを行ったりしています。事前の申し込みは必要ありませんので、気軽に遊びに来てください。

また、町内の公園や公民館などに年に数回出向いて『うごく児童館』を開催しています。この活動では、民生委員長児童委員・更生保護女性の会・母親クラブの皆さんにもサポートしていただいています。



小学生の活動

町内の小学生を対象に、地域のシルバークラブの皆さんとの交流会や小学生限定のお楽しみ会など、いろいろなイベントを毎年数回企画しています。イベントのお知らせや参加募集については『じどうかんしんぶん』や、町ホームページでお知らせしていますのでご覧ください。

また、毎年参加者を募り、さまざまなクラブ活動を行っています。今年はクラブの発表と児童館の紹介を兼ねて、平成28年3月12日(土)に本郷ふれあいセンターにて『児童館まつり』を企画しました。どなたでもご参加いただける企画ですので、ぜひ遊びに来てください。



母親クラブ ※登録制

『母親クラブ』は、町内に在住している母親が中心となり、児童館を拠点として活動しているグループです。

子育てや児童の健全育成について学び合いながら、地域の活動に積極的に参加しています。

母親クラブとして、各児童館にはさまざまなグループがあります。詳しい活動日や内容については、町ホームページをご覧ください。また電話での説明がご希望の場合は、下記の児童館にお問い合わせください。

▼学校区児童館 ☎887-4093

▼二区児童館 ☎843-3282



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 27年度・第3回

消費者問題のご相談は、
お気軽にご来所ください！



『188 (いやや)』と覚える『消費者ホットライン 188 番』

消費者ホットラインは、全国共通の3桁の電話番号です。

消費生活センターの相談窓口を知らない人や連絡先がわからない人は、電話で『188 番』をプッシュするとアナウンスが流れます。そのアナウンス後、お住まいの郵便番号を入力すると最寄りの消費生活センターの相談窓口をご案内します。

お住まいの地域の消費生活センターが、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

※相談窓口へ電話がつながった時点から通話料金が発生します。相談は無料です



SMS(ショートメッセージサービス)を利用した迷惑メールが急増しています

SMSとは相手の携帯電話番号を指定して短いメッセージを送るサービスです。携帯電話番号は数字の組み合わせなので、送信元は勝手に数字を組み合わせで送ってきます。そのため番号に関係なく、どなたにでも届く可能性があります。

不審なメールが届いても、慌てて記載の番号に電話をしないでください。電話をかけると、名前や住所などの個人情報をお意に話してしまったり、身に覚えのない料金を請求されたり、弁護士を紹介するといった手口に引き込まれてしまいます。

どのようなメッセージが届くのか、消費生活センターに情報提供された具体例を紹介します。

●事例 1

視聴いただいた有料動画料金が確認取れません。本日中にご連絡いただけませんと法的手続きを行います。

03-1234-XXXX

●事例 2

有料動画閲覧履歴があります。登録解除の連絡をしないと身辺調査、債権移行になります。

03-1234-XXXX

●事例 3

有料サイト利用料金があり料金未納状態です。本日ご連絡ない場合は法的手段に移行します。至急料金窓口までご連絡ください。

03-1234-XXXX

※上記の事例の電話番号は仮のものです。実際の迷惑メールには、電話番号が記載されて届きますので、絶対に電話をかけないようにご注意ください

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

町の財政状況を公表します

平成 27 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 27 年度上半期（平成 27 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,216,627	4,204,016	58.3	議会費	159,510	83,994	52.7
地方譲与税	172,000	53,278	31.0	総務費	2,093,516	666,122	31.8
地方消費税交付金	725,467	476,723	65.7	民生費	5,095,502	1,434,510	28.2
地方特例交付金	31,605	31,605	100.0	衛生費	1,211,085	430,050	35.5
地方交付税	790,301	511,086	64.7	農林水産業費	302,565	71,224	23.5
分担金及び負担金	223,370	99,659	44.6	商工費	478,397	125,189	26.2
使用料及び手数料	258,666	114,179	44.1	土木費	2,341,592	372,316	15.9
国庫支出金	1,788,562	607,289	34.0	消防費	654,894	420,437	64.2
県支出金	1,063,734	117,641	11.1	教育費	2,425,061	754,651	31.1
繰入金	1,148,462	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	416,762	692,688	166.2	公債費	1,316,696	624,749	47.4
諸収入	446,802	148,651	33.3	諸支出金	30,287	0	0.0
町債	1,653,200	0	0.0	予備費	19,037	0	0.0
その他	192,585	56,961	29.6				
合計	16,128,143	7,113,776	44.1	合計	16,128,143	4,983,242	30.9

■特別会計

(単位:千円・%) ※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	6,216,475	2,842,010	45.7	2,491,060	40.1
公共下水道事業	2,940,197	335,233	11.4	655,268	22.3
土地区画整理事業	9,000	20,012	222.4	3	0.0
農業集落排水事業	171,282	22,926	13.4	51,138	29.9
介護保険	2,941,218	1,091,483	37.1	1,160,793	39.5
後期高齢者医療	752,653	140,803	18.7	311,596	41.4
合計	13,030,825	4,452,467		4,669,858	

に4月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%) ※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,219,002	511,214	41.9
収益的 支出	1,131,271	261,841	23.1
区分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	357,202	10,660	3.0
資本的 支出	670,989	220,072	32.8

をいいます
※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	現在高
一般会計	12,338,652
特別会計	7,820,372
公共下水道事業	6,686,154
農業集落排水事業	1,134,218
公営企業会計(水道事業)	1,107,616
合計	21,266,640

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	現在高
財政調整基金	2,768,301
減債基金	373,100
その他の基金	2,252,719
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	96,839
介護給付費準備基金	1
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,774,660

許さない！ 町税・国保税滞納。守ります！ 税の公平

財産の差押を 実施しています！

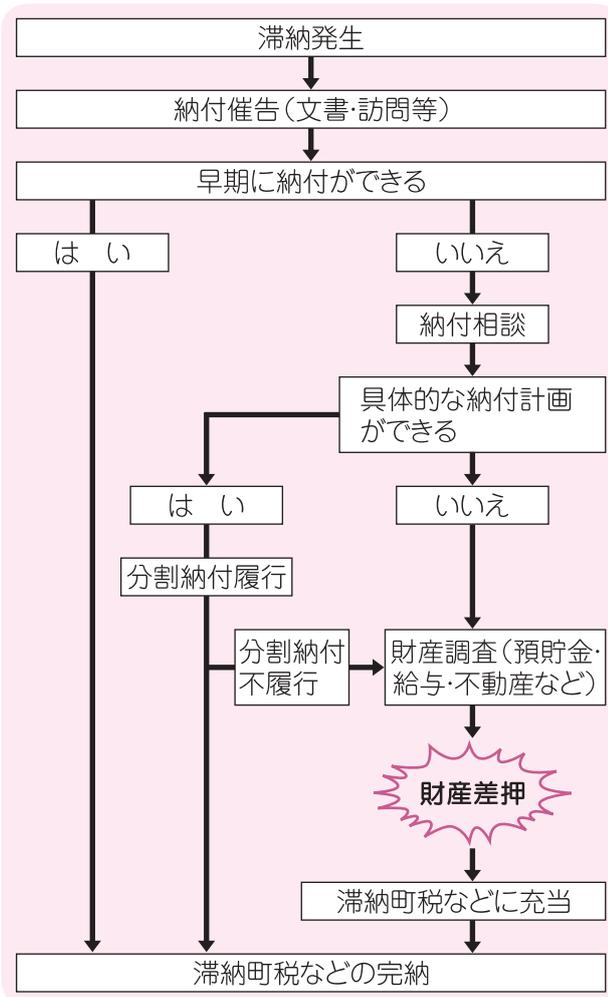
不動産・預金等差押

140件

(平成26年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

滞納処分の流れ



滞納処分執行状況

	平成26年度	
	件数	換価額(円)
不動産	5	
預貯金	69	10,211,635
所得税還付金	3	162,912
給料	43	12,356,603
年金	4	4,778,800
生命保険	15	1,295,407
その他	1	249,353
合計	140	29,054,710

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいまちづくりを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うこととなります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談ください。

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。阿見町では、毎年約20件の事案を移管しています。

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。そのため健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組むことができます。

町国保加入者で今年度人間ドックや集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（栄養士や保健師）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

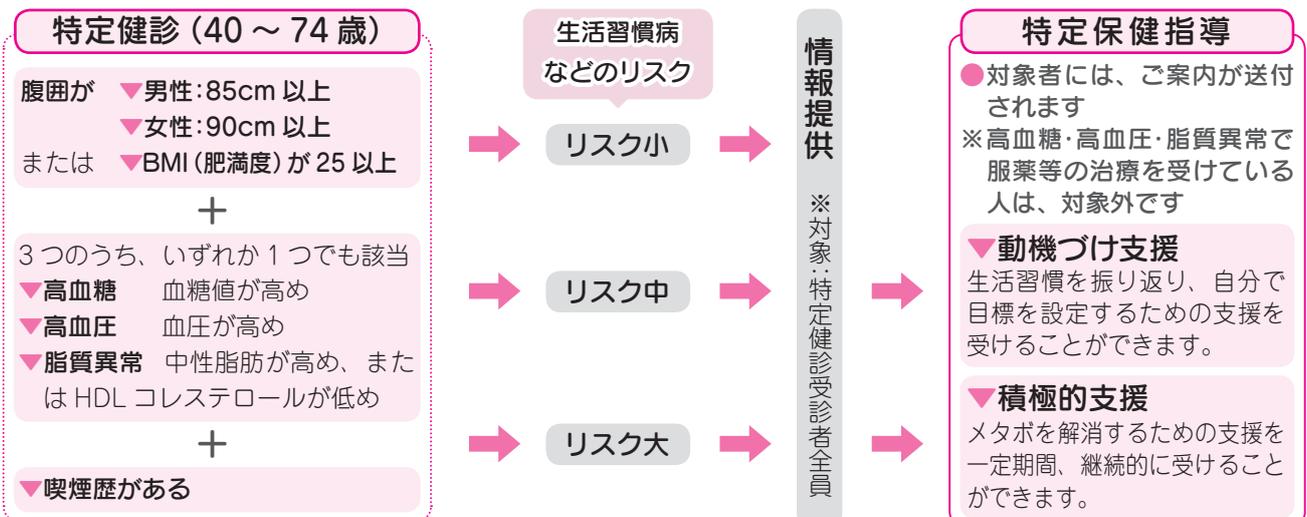
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m)) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国民健康保険の人

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131~133)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (平成28年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

受診できる医療機関(町と契約している医療機関)

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
さかえ医院	中央4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888

受診方法

国保年金課から送付している黄色の受診券を直接医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行いたしますので、国保年金課までご連絡ください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。

受診可能な期間 平成28年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病などで受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目(貧血検査・眼底検査・心電図検査)は別途料金で受診できます	無料

申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

受付期間

平成28年2月29日まで(土・日・祝日を除く)

受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎ 887-4563

受診可能な期間

平成28年3月31日まで



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯

●ご家族の保険料も納付している人

▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

▼**注意事項**
納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます

▼**証明内容**
1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

国 国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村
民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や
確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する
場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する
書類の添付等が必要です。
このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命
保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民
年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に
保管してください。

して納付する義務がありません。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。
このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

**控除証明書専用ダイヤルの
照会用電話番号 ☎0570
10581555** ▼期間:11
月2日～平成28年3月15日
▼月～金曜日:午前9時～
午後7時
※第2土曜日は午後5時
まで。土・日・祝日、12月29
日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・書面・面談により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、**納付義務のある人***の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

介護 保険

社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164・169)

日 常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、具体的にどのようなようにすれば良いのでしょうか？ 今回は、利用までの手順についてご説明します。

利用までの手順

①	申請
	認定調査
②	要介護認定 主治医の意見書 審査会の判定
	認定結果通知
③	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼
④	介護サービス計画作成
⑤	サービスの開始
⑥	

① 申請

社会福祉課の窓口で、要支援・要介護認定の申請を行ってください。本人や家族以外でも、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。

65歳以上の人はどなたでも申請することができますが、40～64歳の人は、16種類の特定疾病により介護や支援が必要となった人が対象です。

申請に必要なもの

▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：社会福祉課の窓口にあります

▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人

▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人

※ 申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認のうえ、申請をお願いします

② 要介護認定

● 認定調査：町の調査員が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています

※ 調査の主な内容は、▼ ベッド・布団から起き上がれますか？ ▼ 1人で買い物に行けますか？ーなど

● 主治医の意見書：町が申請書に記入してある主治医（かかりつけ医）に依頼し、心身の状態や生活機能について、意見書を書いてもらいます

● 審査会の判定：認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において、介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に認定結果通知が届きます。

④ 地域包括支援センター！ 居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包

括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

※ 居宅介護支援事業所のほか、各サービス事業所の一覧は社会福祉課の窓口にあります

⑤ 介護サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。

介護の知識を幅広くもった専門家であるケアマネジャーが、本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議ーなどを行いながら作成します。作成した介護サービス計画（ケアプラン）は、本人の同意を得て決定されます。ケアプランの相談や作成についての利用者の費用負担はありません。

⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成した計画に沿って行われます。サービス費用の1割または2割が利用者負担となります。

高 齢 福 祉 社

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

社会福祉課高齢福祉係・介護保険係 ☎888-1111 (162、164・165)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。この慰労金を申請する際は、社会福祉課までお申し込みください。

● 申込期間（土・日・祝日を除く）：平成28年1月4日（月）～1月29日（金）

● 申込方法：直接社会福祉課に申し込む（認印持参）

● 支給月：平成28年3月

対象

平成27年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成27年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している、次に該当する人。

① 平成27年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
② 右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
③ 住民税非課税世帯に属している

② 平成27年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している

①に該当する介護慰労金を受給していない

支給額

① 10万円 ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です（申請後、郵送にて交付）。

対象

平成27年12月31日現在65歳以

上で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者：▼身体障害者手帳1・2級に準じる人

▼重度の知的障害に準じる人

▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼障害者：▼身体障害者手帳3～6級に準じる人

▼軽中度の知的障害に準じる人

▼身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

高齢者のおむつ代について次に該当する人は所得税・個人住民税の医療費控除を受けられる場合があります。

対象

平成27年12月31日現在65歳以上で、介護保険の要介護認定申請をした人で、おむつを使用している人。おむつを使用した年に作成された主治医意見書に▼障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）…B またはC▼尿失禁の発生可能性…ありの両方の記載がある場合。

必要書類

▼1年目：▼『おむつ代の領収書』▼『おむつ使用証明書』（医師が発行したもの・有料）

▼2年目以降：▼『おむつ代の領収書』▼『主治医意見書の内容を確認した書類』（町が発行したもの・無料）

※平成27年分の確定申告の対象となるおむつ代は、平成27年中に支出したものです

※『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付を受けるには、社会福祉課窓口申請が必要です

問い合わせ

▼『介護慰労金』の交付：社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (162)

▼『障害者控除対象者認定書』

『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付：社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164)

▼町民税：税務課町民税係 ☎888-1111 (156)

▼所得税：竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

国道125号バイパス・都市軸道路は、

『景観形成道路』に 指定されています



都市計画課 ☎888-1111 (233)



■景観形成道路とは
 良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

指定を受けると…
 景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

●届出の流れ●



■主な基準の内容
 基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）—などに関するルールを定めています。

■助成制度
 良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

■届出制度
 景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転—などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。景観形成道路にかかる行

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
 ※運用開始に関しては、あらためて周知します

▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

民生委員児童委員協議会だより



民生委員の
マーク

民生委員児童委員協議会
生活福祉部会 西 征夫



生活福祉部会の一委員として、毎月の定例会での活動事例講話や、専門の講師による出前講座、生活福祉部会の計画する研修会への参加や、委員相互の情報交換などを通じ生活困難家庭(者)への適切な福祉支援に必要なことがらについて日々新たにしつつ、民生委員としての日常活動に臨んでいます。

生活福祉に係る新しい法律「生活困窮者自立支援法」が今年度から施行され、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を図る新たなセーフティネットとして、生活保護家庭の減少などにその効果が期待されているところだ。

生活保護費については「悪徳業者による保護費受給者を低額宿泊施設に抱え込む、所謂貧困ビジネス」や有名芸能人の母親が保護費受給者だったなどマスコミを賑わ

し国民の関心を集めたこともありました。

生活困窮者のセーフティネットとしての生活保護費受給者は平成26年度末で217万人を超えています。平成20年のリーマンショックにより受給者が急増した時期もありましたが、現在はほぼ横ばいの状況です。生活保護費の割合はおおむね生活扶助費36%、住宅扶助16%、医療扶助費48%となつていきます。受給者のうち、約80%が医療扶助費を受け、約70%が60才以上の人となつており、高齢者の健康維持の大切さが叫ばれるところだ。

町の状況は平成20年度の生活保護世帯185世帯(生活保護者233人)から平成26年度の生活保護世帯374世帯(生活保護者456人)とほぼ倍増しています。平成26年度に町の人口に占める保護率は近隣町村レベルを上回っていますし、県内44市町村でも上位です。生活福祉支援を必要とする人を漏れなく支援できている状態が阿見町なのかもしれません。その割合

は高齢者世帯が約53%・傷病者世帯が約29%・その他の世帯が約17%で全国とほぼ同様の傾向となつてます。長寿高齢化のなか、全ての人々が心身ともに健康な毎日を過ごせるよう活動することが、民生委員としての大きな使命の一つと考えています。

家庭福祉部会 齋藤 鷹一



家庭福祉部会の担当業務は、①ひとり親家庭・DV等の早期発見と援護対策②未成年非行者の指導対策③乳幼児健康推進対策となつております。この業務を遂行するために、年度ごとの事業計画に2回の研修を設定し、日々研鑽に努めております。

6月の家庭福祉部会では、今年度の第1回目の研修として「ひとり親家庭に対する支援策及び支援事業」について、県県南県民センター県民福祉課から講師をお招きして、座学による研修を行いました。

研修ではまず、ひとり親家庭の現状についての紹介がありました。

それによりまずと、母子家庭・父子家庭ともに世帯数は全国的に増加傾向にあり、県は全国平均を上回っていること。また、ひとり親家庭になった原因は母子家庭の80%、父子家庭の74%が離婚であることが分かりました。

続いて、ひとり親家庭に対する福祉施策について説明がありました。

▼子育て・生活支援：母子自立支援員による相談支援や母子福祉センターでの生活相談

◀全体定例会の様子



▼就業支援：母子自立支援プログラム

プログラムの策定や母子家庭等自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談

▼養育費確保支援：母子家庭等就業・自立支援センター

での養育費相談

▼経済的支援：児童扶養手当の支給や母子福祉資金貸付金の貸し付け

その他：ひとり親家庭医療費助成制度や母子福祉小口融資資金、ひとり親家庭に対する支援対策の充実など

少子高齢化が進むなか、さまざまな理由でひとり親家庭とならざるを得なかったご家庭が、地域社会の中で健全な子育てができるように、支援策や支援事業が策定されております。

私達民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るために必要な知識や技能を、研修等を通して習得しております。

さまざまな悩みや不安を抱きながら暮らしておられる皆さまの不安解消のお役に立てればと思っておりますので、孤立しないで気軽に声をかけてください。

児童福祉部会 青山 和江



「児童福祉部会」が発足し2年目を迎えています。

部会のねらいは、児童生徒の健全育成、子育て家庭支援・学校地域の連携など、それらを軸とし年間の行事を計画いたします。計画に基づいた2年間の報告をいたします。

①小中学校の学校訪問

小学校では春夏冬の休み前に主任児童委員とともに訪問します。校長先生より、生徒や先生の活動報告を聴取し、教務主任よりは学習面についての説明を受けます。私たちもできる限り学校とのパイプ役として地区内のパトロールや地域との連携を密とし、生徒の安全に努めていることを伝えます。

中学校では保護者との懇談会を行っています。保護者との懇談会では第二次性徴の出現する生徒の安全に向け、困っていることや地域への要望などを遠慮せず声にだしていただき意見交

換をしています。

私達民生委員児童委員は必ず地区に持ち帰り区長さんへ報告いたします。街灯がつく、信号ができる、木を伐採した、など明るい情報を流れ、良い結果が出ている傾向にあります。

中学生との懇談会では、主任児童委員が各中学校で話し、テーマを決定しています。内容も、携帯電話・自分のできる福祉活動よりよい人間関係・ボランティア活動・思いやりの心・人権についてなど、テーマを一つ選びます。部活動や受験勉強に忙しい日々を送る毎日ではありますが、中

◀阿見中学生との懇談会の様子



学生らしくしつかりした考えを発表しています。私達も子供を持つ親としての確かな意見を提案しなければいけないと痛感いたします。

②関係機関との連携

子育ての不安、いじめ、不登校などは専門機関と連携をとり、ともに力を合わせて解決の方向へ進むように努めています。また「家庭福祉部会」とも協力体制をとっています。

③各種研修会・行事への参加

視察研修・県からの出前講座・町福祉課よりの研修会などに参加しています。

視察研修として保育園から小中学校を回り、幼児期より思春期の発達過程を知り、さまざまな面に対処できるように学んでいます。また、水戸保護観察所見学やDV・児童虐待に関する講座を専門家から聴取し、支援の一助となるよう努めています。

また、生徒の心に寄り添うことも常に心掛けています。入学式・卒業式には出席し、生徒とともに式の流れのなかで拍手を送り、時に涙を流し、あの厳肅な雰囲気と一緒に味わっています。

運動会では種目に関わらず大声を張り上げて応援しています。あいさつ・声かけ運動では、元気な「おはよう」の声を聞き、パワーを頂いています。これからも皆さまが安心して相談できる環境をつくり、お役に立てるよう、自己研さんに努めてまいります。

◀さわやかフェアで行われた福祉バザーの様子



●このような活動をしています

民生委員・児童委員は、地域福祉の増進を図るため、協力活動および相談・指導を行っております。また、相談内容の秘密は硬く守られます。安心してご相談ください。

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

一区 井手 雅子



実りの秋も過ぎ初冬を迎え、今頃になるとあの暑かった夏が恋しく思う季節になりました。

私が阿見町に住み始めたのは今から50年程前になります。一度この地を離れて他所に住み、改めて永住地を探したとき真つ先に頭に浮かんだのは阿見町でした。都心へ通勤が可能なこと、緑豊かな素朴さ、災害の影響が少ないなどの理由からです。阿見町に戻ってきてからは40年になります。

住み始めた当初の荒川本郷地区は道路がまだ整備されず、雨などが降ると車や自転車のタイヤが泥に取られて動けなくなったり、駅まで長靴を履き、駅で履き替えて電車に乗ることもありました。昭和50年代に入ってから荒川沖駅東口の開通により駅周辺が開発され便利になったことを思い出します。近年では本郷地区の区画整理にともない住宅が増加し商業エリアも出来、周辺一帯が大きく変貌し目

をみはるものがあります。道路も圏央道からインター付近の開発、荒川沖から寺子方面への道路が完成したことによって町中心へのアクセスが便利になったことを感じています。

① スポーツに携わって

私は30年来、スポーツ推進員として微力ながら阿見町の運動普及活動に関わってきました。

町民運動会は今年で35回目を迎えました。残念なことには雨のため中止になってしまいました。最近では住民の高齢化や少子化、人と人のふれあいの希薄さなどの問題もあり参加者が年々少なくなりつつあるのが現状です。逆にマラソン大会は今年38回を迎えますが、ここ数年のマラソンブームでこちらは年々参加者が増加傾向にあります。私が初めて走ったのは32年前の阿見町マラソン大会でした。この大会がきっかけでマラソンにのめり込み、日本初的女子だけで走る東京国際女子マ

ラソン大会に25年間出場することができました。現在はマスターズのトラック競技に切り替え、目標を持って挑戦を続けています。阿見町マラソン大会が私とマラソンの貴重な出会いを作ってくれたような気がします。

町はスポーツをしようとする意欲のある人を支えてくれ、若栗地区一帯を整備した総合運動公園内には、野球場・陸上競技場・テニスコート等のさまざまな施設があります。平日には高齢者のグラウンドゴルフでにぎわい、ふれあいの森では自然の中で散歩やウォーキングやジョギングを楽しむ人が多くなってきました。

運動は特別な人がするものではなく、誰でも、いつでも、どこでもできるものです。長寿社会を迎え生涯元気で生活していくために運動はかせないものではないでしょうか。阿見町がこうした運動施設を充実させてきたことは何よりのスポーツ活動への支援のひとつだと思います。

② 地域のひととの絆

運動会に限らず隣近所の人とのふれあいが希薄になってきています。そこで近所の人とのコミュニケーションを深めてい

くために、公会堂を利用して仲間と交流サロンを立ち上げました。運営費として1000円をいただき、簡単な手作り菓子を囲んでおしゃべりしたり、体操・カラオケ・さまざまな工作を作ったりして楽しんでいきます。

手探りで始めたサロンも今年の6月で満5年を迎えました。試みはささやかなことかも知れませんが、少しでも地域の人との繋がりが、喜びを持って楽しく過ごせることを考え、微力ですがこれからも続けて行きたいと思っています。

町村合併60周年を機会に活力があり安心して住める阿見町が、今後、益々発展されることを祈念しております。

井手 雅子さん



昭和62年から町スポーツ推進員として活動。平成26年関東スポーツ推進員表彰。東京国際女子マラソン大会25回連続出場。マスターズトラック競技3種目の65歳の部でアジア記録保持者。同競技15000メートル70歳の部でアジア記録保持者。



▲平成2年まい・あみ・まつりのアミゴン（茨大通り）



▲昭和53年11月第1回阿見町マラソン大会の様子

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。4月から10月にいただいた39件のご意見等から一部を紹介いたします。また、内容については、一部修正を加えて掲載しています。その他のご意見等については、町ホームページ、役場北口玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館の各施設で閲覧することができます。また、「町長への手紙」の用紙も町ホームページ内および同施設内に設置しています。

●役場の停電について

【意見等】

役場は停電したらどうなるのですか。

いまは事務とか連絡には、コンピューターや電話などを使って情報を伝達しますが、これも電気がなければ作動しません。自家発電などの装備はあるのですか。

北関東に異常な雨が降り、鬼怒川が決壊した常総市では、自家発電装置が冠水して機能しなかったという事例がありました。

【回答】

町では、東日本大震災を教訓に、災害時に対策本部となる役場の機能を維持するため、さまざまな対策に

取り組んでいるところであります。そのひとつとして、平成26年1月に役場敷地内に自家発電装置を設置いたしました。

また、役場は阿見町のなかでも高台に立地しており、



▲役場敷地内にある自家発電装置

大規模に冠水することはありませんので、停電等の際には機能が発揮できるものと考えております。

今後とも、町民サービスの向上が図れるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。(管財課扱い)

●本郷地区親水公園危険箇所について

【意見等】

本郷地区の親水公園に注意喚起の看板が何か所か設置されていますが、看板の角が尖っているため大変危険です。

保護材を巻くなど早急な対応をお願いします。

【回答】

町では、みなさんが公園を正しくご利用していただくため、数種類の看板を設置しています。

本郷地区親水公園内の看板を確認しましたところ、種類や大きさにより高さが異なっ

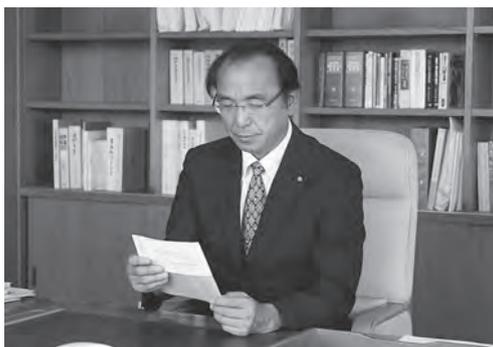


▲本郷地区親水公園内の看板

ており、角が尖っているものもありました。

ご指摘のとおり、お子さまの頭部や顔部の高さの看板もあり、怪我や事故に繋がる可能性がありますがありましたので、そのような看板については、角部にゴム保護材の張り付けを行いました。

これからも、皆さまが安全で快適に公園を利用できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。ご意見ありがとうございました。(都市施設管理課扱い)



お問い合わせ 秘書課広聴係
0888-1111(281)

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で作成した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型(以後『零戦』とする)を展示しています。11月からは毎週日曜日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼公開日:開館日と合わせて毎日公開(火曜日～日曜日 ※月曜休館)

▼時間:午前9時～午後4時30分

▼場所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前
※日曜日は外に展示します(雨天・強風の場合は除く)



▲実物大で再現された『零戦』

12月25日(金)クリスマスの特別企画

クリスマスは無料開館します

クリスマスの日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。冬休みの児童・生徒の皆さん、ご家族と一緒にぜひ遊びに来てください。これを機に予科練平和記念館にお越しただいて、戦争当時のことを知る機会にしていただければ幸いです。

▼期日:12月25日(金) ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

『クリスマス音楽鑑賞会』開催

12月25日(金)の無料開館の後、クリスマスコンサートを開催します。吹奏楽の素敵な音色を聴きに、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。

※イベント内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します

▼期日:12月25日(金)

▼時間:午後5時30分～6時10分(閉館後に開催予定)

▼出演:土浦第三高等学校吹奏楽部

▼参加料:無料(定員はありません)



▲昨年の音楽鑑賞会で演奏する生徒の皆さん

◎学芸員のつぶやき

今回は零戦の燃料のお話です。零戦の燃料は、現代の一般乗用車と同様のガソリンを使用しました。

飛行機の性能は、操縦者の腕前や飛行機の構造も重要ですが燃料の質も重要です。ガソリンの質は、オクタン価と呼ばれる自然発火のしにくさを表す数値で表しますが、この数値の上下によって最高速度さえ変わってしまうそうです。

日本海軍の標準オクタン価は87。現代のレギュラーガソリンの価が85～95で、それ以上はハイオク(ハイオクタン)と呼ばれます。数値が高いほど異常燃焼が発生しにくいのですが、零戦は現代のレギュラーガソリンより質の悪い燃料で戦っていたようです。

ちなみに、アメリカ軍の戦闘機に使用されたガソリンのオクタン価は、ほぼ100を維持していたそうです。



ご協力ありがとうございました
まい・あみ・まつり2015

決算報告



御礼の挨拶
まい・あみ・まつり2015

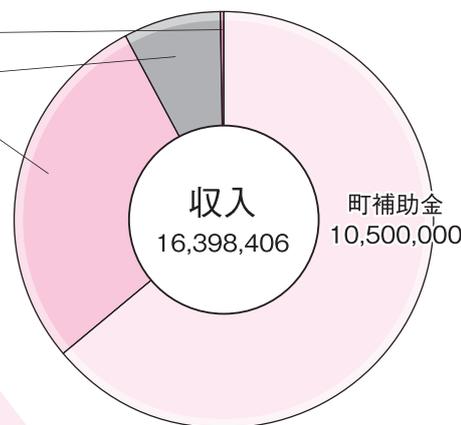
実行委員長 齋藤 慎一

『挑戦!阿見町合併60周年、その先へ』をテーマに、さる8月1日(土)・2日(日)の2日間、第26回目を迎えたまい・あみ・まつりも、たくさんのお客さまにご来場をいただき、大盛況のうちには終了することができました。厚くお礼申し上げます。今年も昨年に引き続き、協

まい・あみ・まつり 2015 収支決算内訳

●対象期間 平成26年11月1日～平成27年10月31日 (単位:円)

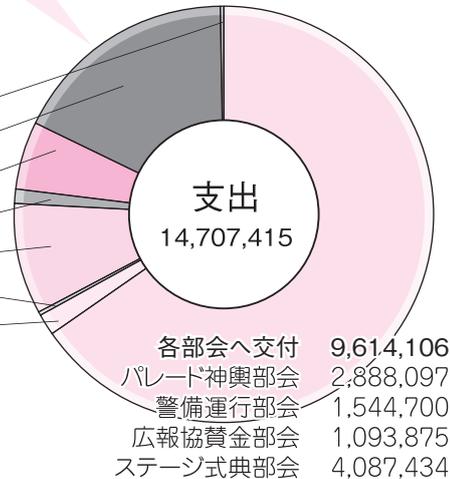
雑収入	240
前年度繰越金	1,253,281
協賛金	4,644,885



支出項目の主な内容

- ▼使賃料:機器借上 ▼委託料:電気設備委託等 ▼役務費:切手・はがき・保険料等
- ▼需用費:消耗品・食糧費等
- ▼交際費:会費等

備品購入修繕費	2,654
使賃料	2,587,111
委託料	772,128
役務費	158,078
需用費	1,293,338
交際費	30,000
積立金	250,000



▼まいあみ基金の状況

今期末残高 754,632 円

▼収入-支出 = 1,690,991 円は、運営資金として来期へ繰り越します

賛金をいただいた皆さまのご芳名を、会場内のパネルおよび新聞折り込みと会場で配布したプログラムに掲載しました。大変多くのご協賛を賜り、誠にありがとうございました。また、毎年会場清掃や除草活動のボランティアをご協力いただいている皆さま、そして当日ご来場の皆さまにもゴミの持ち帰りなどにご協力いただき、きれいな会場づくりを実現することができました。重ねて感謝

申し上げます。今年は新しい企画として、フィナーレにステージ出演者・観客・実行委員メンバーが一丸となったフラッシュ・ムーブ「恋するフォーチュンクッキー」を実施しました。最高の盛り上がりの中でフィナーレを迎えることができたことは、一生の思い出となりました。来年はあなたも実行委員会メンバーとして、私たちと阿見町最大のまつりを盛り上げ、素晴らしい思い出をつくりましょう!

『まい・あみ・まつり 2016』実行委員募集!

『まい・あみ・まつり 2016』の実行委員会を間もなく立ち上げます。楽しいまつりにするためのアイデアなど、皆様のご意見をぜひお寄せください。また、まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』も募集しています。ご希望の人は、12月25日(金)までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内『まい・あみ・まつり事務局』 ☎888-1111 (171)





年末年始の業務

町施設

● 役場・うずら出張所・総合保健福祉会館・水道事務所・男女共同参画センター

▼ 年末 12月28日(月)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

※12月29日(火)～1月3日(日)は、出生・婚姻・死亡届などのみ役場で日直が受付します。また、3日(日)は日曜開庁は行いません

▼ 問合せ ▼ 役場 ☎8888-1111 ▼ 総務課 (212)

▼ 町民課 (122) ▼ 収納課 (146) ▼ うずら出張所 ☎84111167 ▼ 総合保健福祉会館 ☎88812943

▼ 水道事務所 ☎88915151 ▼ 男女共同参画センター ☎89613181

町民活動センター

▼ 年末 12月27日(日)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

▼ 問合せ 町民活動センター ☎88812051

保育所・児童館

▼ 年末 12月28日(月)まで

▼ 年始 ▼ 保育所：1月4日(月)から ▼ 児童館：4日(月)から

▼ 問合せ ▼ 児童福祉課 ☎88811111 (168) ▼ 学校区児童館 ☎88714093

福祉センターまほろば

▼ 年末 12月27日(日)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

▼ 問合せ 福祉センターまほろば ☎88713969

公民館・ふれあいセンター・町民体育館

▼ 年末 12月27日(日)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

▼ 問合せ ▼ 中央公民館 ☎88812526 ▼ 君原公民館 ☎8891363 ▼ かすみ公民館 ☎8881111 ▼ 本郷ふれあいセンター ☎83015100 ▼ 舟島ふれあいセンター ☎8402761

総合運動公園

▼ 年末 12月28日(月)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

※芝の管理(養生など)のため、町民球場・野球場・多目的広場および陸上競技場(フィールド内)は、12月14日(月)～平成28年2月29日(月)まで一般貸し出しを中止します

▼ 問合せ 生涯学習課 ☎88812526 (中央公民館内)

図書館

▼ 年末 12月27日(日)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

▼ 問合せ 図書館 ☎88716331

予科練平和記念館

▼ 年末 12月27日(日)まで

▼ 年始 1月5日(火)から

▼ 問合せ 予科練平和記念館

教育相談センターやすらぎの園

▼ 年末 12月26日(金)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

▼ 問合せ 教育相談センター ☎88811225

その他の施設

▼ 年末 12月31日(木)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

▼ 問合せ うしくあみ斎場 ☎83019888

衛生業務

▼ 年末 12月22日(火)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

※年末は電話がかかりにくくなりますので、ご了承ください

※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に貼ってください

▼ 年末 12月29日(火)まで

※12月29日(火)のみ、午前9時～正午、午後1時～3時

※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めの対応をお願いします

▼ 年末 12月4日(月)から

▼ 年始 1月4日(月)から

▼ 月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～4時

ごみ収集業務

※50kgまでは無料。50kgを超えた分については、10kgあたり150円の処理手数料が必要となります

▼ 年末 12月30日(水)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

※12月30日(水)・1月4日(月)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

※年始は1月5日(火)から平常業務となります

※集積所付近にお住まいの人のご迷惑になりますので、休業期間中は絶対に「ごみを出さないでください」

▼ 年末 12月30日(水)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

▼ 問合せ 霞クリーンセンター ☎88910091

し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み

12月11日(金)までに業者にお申し込みください。年始は1月4日(月)から受付します。

なお、処理場(龍ヶ崎地方衛生組合)については、年末は12月28日(月)まで、年始は1月4日(月)から平常どおり行います。

▼ 年末 12月30日(水)まで

▼ 年始 1月4日(月)から

▼ 問合せ ▼ 黄金開発 ☎88710209 ▼ カスミ衛生 ☎88710808

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の高耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。

Before 屋根 外壁 水廻り 外構 ...etc

After

南美都和 検索

建築業知事免許(般-24) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10

(株)美都住建 TEL.029-842-7196

【阿見町中央】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許(4) 第5548号

阿見町中央 1-5-32

(有)美都ツ和 TEL.029-891-2200

まちの できごと



10月15日

認知症予防のための『オレンジカフェ』開所
10月15日、福祉センターまほろばにおいて、認知症予防のための交流の場である『オレンジカフェ』の開所式が行われました。オレンジカフェは、ボランティア団体『オレンジの会』が同センター内で運営し、毎月第3木曜日午後1時30分から開所しています。お問い合わせは▼オレンジの会
☎887-7486 ▼町地域包括支援センター ☎887-8124



10月15日

水戸信用金庫から車いす2台寄贈
10月15日、水戸信用金庫から、地域社会貢献活動の一環として、町に2台の車いすが寄贈されました。町では、この車いすを予約練平和記念館内に配置し、自由に利用できるよう活用させていただきます。同信用金庫では、これまで地域社会貢献活動として多数の車いすの寄贈を行っています。ありがとうございます。

▼**2 斉藤浩哉トークショー「スポーツから学んだこと」開催**
▼**期日** 平成28年2月2日(火)
▼**時間** 午後2時から(開場:1時30分)
▼**場所** 中央公民館集會室
▼**講師** 斉藤浩哉氏(第18回オリンピックピック冬季競技大会スキ

▼**1 「新春お好み演芸寄席」開催**
▼**期日** 平成28年1月16日(土)
▼**時間** ▼1部:正午から(開場:午前11時30分) ▼2部:午後2時30分から(開場:2時)
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**出演者** ▼ノブ&フツキー ▼青空球児・好児・橘みどり ▼柳貴家雪之介 ▼芸人T H E プラスト
▼**定員** 300席(全席指定)
▼**入場料** 1000円
▼**申込期間** 12月24日(木)必着
▼**申込方法** 住所・氏名・電話番号および公演名:1部または2部のどちらかを明記して、往復はがきで左記に申し込む。応募はがきは、1部2部を別葉とし、1人1枚で申し込む。 ※申込多数の場合は抽選となります
▼**その他** 当選はがきを平成28年1月15日(金)までに中央公民館へ持参し、代金支払い時に入場チケットを配布します

▼**3 茨城大学連携公開講座「病気を予防する機能性食品の話」開催**
▼**期日** 平成28年1月21日・28日
▼**時間** 午前10時~11時20分
▼**場所** 中央公民館
▼**講師** 米倉政実氏(茨城大学農学部教授)
▼**内容** 機能性食品とは何ですか? 肥満やメタボを防ぐ食品—など
▼**定員** 30人程度
▼**受講料** 1500円(5回分)
▼**申込方法** 12月25日(金)までに電話または直接左記に申し込む

▼**1 「3 生涯学習課(中央公民館内)」**
▼**定員** 100席(全席自由)
▼**入場料** 無料
▼**申込期間** 平成28年1月8日(金)必着
▼**申込方法** 住所・氏名・電話番号および講演会名を明記して、往復はがきで左記に申し込む。応募はがきは、1人1枚で申し込む。 ※申込多数の場合は抽選となります
▼**その他** 当日は、当選はがきを提示して入場となります。忘れずに当選はがきを持参してください

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学び舎

平成28年度入試日程

	推薦	一般
出願期間	12月15日(火)・16日(水)	12月16日(火)・17日(水) 1月8日(金)・9日(土)
試験日	1月9日(土)	1月17日(日)
試験科目	国・数・英(マークシート) 十面接	国・数・英・理・社(記述式)
合格発表	1月15日(金)	1月22日(金)

霞ヶ浦高等学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさと優しさを共に育てる

平成28年度入試日程

	一般入試(第1回)	一般入試(第2回)
出願期間	12月1日(火)~17日(木)	1月7日(木)~21日(木)
試験日	12月20日(日)	1月23日(土)
試験科目	公立中等型入試・算理国社面接 一般型入試・国算面接	国語・算数・面接
合格発表	12月24日(木)	1月26日(火)

霞南至健中学校
〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>



インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業 「クリスマスコンサート」 開催

▼期日 12月13日(日)
▼時間 午後1時30分～3時30分(開場:1時)
▼場所 舟島ふれあいセンター
▼出演団体 ▼阿見フォークソングクラブ ▼コール・アミ
▼入場料 無料
▼舟島ふれあいセンター
☎840-2761

募集「要約筆記入門講座」 受講者募集

▼期日 平成28年1月20日・27日・2月3日・10日・17日の毎週水曜日(全5回)
▼時間 午前10時30分～午後0時30分 ※講師の都合上、時間変更となる場合があります
▼場所 土浦市総合福祉会館4階講義講習室(土浦市大和)
▼内容 要約筆記技術の講義・実技練習、聴覚障害の基礎等
▼対象 町内在住・在勤・在学の人
▼募集人数 2人(定員で締切)
※応募者が少ない場合は中止となる場合があります

▼受講料 無料(教材費は実費)
▼申込期間 平成28年1月8日(金)必着
▼申込方法 往復はがきに氏名・住所・生年月日・電話番号を記載して左記に郵送する
▼障害福祉課(総合保健福祉会館内)〒300-0331
阿見町阿見 467-1-1
☎888-2943

募集「町都市計画マスタープランパブリックコメント実施」

町の都市計画の基本方針である『町都市計画マスタープラン』の策定作業を進めています。このたび計画素案をまとめたので、町民の皆さまの考えをお聞きしたく、パブリックコメント(意見)を募集します。いただいたご意見を参考とし、平成27年度中に『町都市計画マスタープラン』を策定する予定です。皆さまのご協力をお願いします。

▼対象 町内在住・在勤・在学の人、またはこの案件の内容に利害関係のある個人および団体
▼素案の閲覧 12月14日(月)から、役場2階情報公開コーナー・各公民館・各ふれあいセンター・図書館・福祉センターまほろば・総合保健福祉会館「さわやかセンター」・うずら出張所・町民活動センター ※町ホームページにも掲載します
▼募集期間 12月14日(月)～平成28年1月8日(金) ※土日祝日および12月29日(火)～平成28年1月3日(日)を除く
▼提出方法 各閲覧場所に備え付けの『意見カード』に必要事項を明記し、郵送・ファクシミリ・Eメールまたは直接持参のいずれかで左記に提出する ※持参の場合は土・日を除く。郵送の場合は必着。電話によるご意見は受付不可
▼意見への回答 いただいたご意見に対する町の考え方は、2月中旬に町ホームページおよび役場2階情報公開コーナーにおいて公表します。ご意見に対する直接の回答はしませんので、ご了承ください

▼都市計画課 ☎888-1111(232) ☎887-9560
▼toshikeikakuka-ofc@town.amlg.jp

お知らせ「阿見吉原土地画整理事業」 事業計画(案)説明会開催

「阿見吉原土地画整理事業」事業計画(第5回変更)(案)について、左記のとおり説明会を行います。

▼日時 ①12月18日(金)午後6時30分から ②20日(日)午前10時から ③20日(日)午後2時30分から
▼場所 ①下吉原公民館 ②かすみ公民館 ③竜ヶ崎工務事務所(龍ヶ崎市馴染町)
▼県竜ヶ崎工務事務所阿見吉原地区区画整理課 ☎0297-6511057

▼日時 12月1日(火)
▼日時 午前10時～正午
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
▼対象 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)
▼(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ「陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時 12月15日(火)～17日(木)、22日(火)、24日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
▼問合せ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211(3420)

▼日時 12月18日(金)午後6時30分から ②20日(日)午前10時から ③20日(日)午後2時30分から
▼場所 ①下吉原公民館 ②かすみ公民館 ③竜ヶ崎工務事務所(龍ヶ崎市馴染町)
▼県竜ヶ崎工務事務所阿見吉原地区区画整理課 ☎0297-6511057

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。

サラダ館 のお歳暮

全国宅配無料

送料無料で価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 **シャディ**

稲敷郡阿見町若栗 1766-3
(サラダ館阿見中央店併設)

TEL 029-840-2438
FAX 029-887-3422

■営業時間:AM10:00～PM6:00
■定休日:水曜日

お知らせ
高齢者肺炎球菌ワクチン
「任意接種」助成事業終了

町では、高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種に対し、一部助成を実施していますが、平成26年10月から定期の予防接種となったため、任意の予防接種に対する一部助成は、今年度末(平成28年3月31日)で終了となります。

健康づくり課保健予防係
(総合保健福祉会館内)
☎88812940

トツプアスリートスポーツ教室

募集「少年少女剣道教室」
参加者募集

期日 平成28年1月10日(日)

時間 午後1時から

場所 竹来中学校体育館

講師 山下克久氏(教士七段、舟島小学校教頭)

対象 町内在住・在学または町内のスポーツ少年団に登録している小中学生

募集人数 100人

申込期間 12月18日(金)～平成28年1月6日(水) ※12月21日(月)・23日(水)・28日(月)～平成28年1月4日(月)を除く、午前9時～午後5時(フ

ァクシミリも含む)

申込方法 住所・氏名(フリガナ)・性別・電話番号・学校名・学年・所属クラブ(部活や道場)・経験年数を明記して、

シミリまたは直接左記に申し込む。
1 町内の剣道スポーツ少年団に所属している人および中学校剣道部に所属している生徒は所属団体を通して申し込む
2 町内の剣道部等に所属していない人は個別に申し込む
▼その他 剣道の着装をし、防具一式と竹刀を持参する
■生涯学習課社会体育係(中央公民館内) ☎88812526
88810032

お知らせ
阿見町産農産物イオンつくば店
常設コーナーにて販売中

町認定農業者連絡会および阿見サンクラブの有志が「阿見農産研究会」を結成し、町農産物の販路を拡大する取組を行っています。

町内で栽培されている良質な農産物を町近隣の皆さまにも知っていただくため、イオンつくば店にて「阿見野菜の直売イベント」を開催しました。来店者から好評を得られたことから、販売コーナーを常設することになりました。

阿見町産の採れたての野菜が販売されていますので、皆さまもぜひ足を運ぶください。

■阿見農産研究会 横張
☎090-1819-1206

龍ヶ崎地方衛生組合の財政(平成27年9月30日現在)～平成27年度上半期(4月～9月)の財政事情書～

龍ヶ崎地方衛生組合は、阿見町、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の8市町村で構成する一部事務組合であり、構成市町村から搬入される浄化槽汚泥などの処理を行っています。

地方自治法第243条の3第1項および龍ヶ崎地方衛生組合財政事情書の作成および公表に関する条例の定めにより、財政事情を公表します。

▼平成27年度一般会計の執行状況 (単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金 および負担金	497,973	248,987	議会費	2,970	144
使用料 および手数料	25,159	10,876	総務費	187,876	88,470
財産収入	364	36	衛生費	267,050	91,752
繰入金	45,153	0	公債費	118,904	59,451
繰越金	10,000	17,043	予備費	2,000	0
諸収入	151	394			
合計	578,800	277,336	合計	578,800	239,817
収入率		47.9%	支出率		41.4%

▼平成26年度一般会計決算の状況 (単位:千円)

歳入			歳出		
項目	予算額	割合(%)	項目	予算額	割合(%)
分担金 および負担金	523,835	70.9	議会費	2,684	0.4
使用料 および手数料	25,221	3.4	総務費	190,140	26.3
国庫支出金	79,314	10.7	衛生費	409,803	56.8
財産収入	501	0.1	公債費	118,902	16.5
繰入金	74,306	10.1	予備費	0	0.0
繰越金	20,135	2.7			
諸収入	15,260	2.1			
合計	738,572	100.0	合計	721,529	100.0

▼組合所有財産の状況…▼土地:32,812㎡ ▼建物:8,257㎡ ▼車両:5台 ▼基金積立金:278,851千円

▼組合債現在高の状況…▼一般廃棄物処理事業債:515,350千円

■龍ヶ崎地方衛生組合総務課 ☎0297-64-1144 ■0297-64-1145 ■<http://www16.ocn.ne.jp/~ryu-1144/>

■ryu-1144@muse.ocn.ne.jp

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp

JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階)
(平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

手帳・家計簿・カレンダーのご準備はお早めに

品数豊富なこの時期に、ピッタリの1冊を!

『2016年手帳』

ご準備は、もうお済みですか?

オークスブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時
カスミ 阿見店 2階

阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 12月3日(木) 午前10時～午後3時
場所 総合保健福祉会館大会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,019人 (- 10) ▽11月1日現在
- 男性 23,828人 (- 23) ▽常住人口ベース
- 女性 24,191人 (+ 13) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,181世帯 (+ 26) ▽情報政策課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)
納期限 12月25日(金)

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
納期限 2月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	104件(1026)
出場件数 166件(1609)	交通事故	18件(185)
	一般負傷	25件(224)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	19件(174)
	合計	166件(1609)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店